

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和 52 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 熊本城公園（行幸坂以東の区域）の項入園料の欄中「500 円」を「800 円」に、「200 円」を「300 円」に、「400 円」を「640 円」に、「160 円」を「240 円」に改め、同表備考第 1 項を削り、同表備考第 2 項中「熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券」を「熊本城年間入園券」に、「1,000 円」を「1,600 円」に改め、同項を同表備考第 1 項とし、同表備考第 3 項中「熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券」を「熊本城年間入園券」に改め、同項を同表備考第 2 項とし、同表備考第 4 項中「熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券」を「熊本城年間入園券」に改め、同項を同表備考第 3 項とし、同表備考第 5 項を同表備考第 4 項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（熊本市旧細川刑部邸条例の一部改正）

- 2 熊本市旧細川刑部邸条例（平成 5 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第 4 条、第 7 条関係）」に改め、同表旧細川刑部邸（長屋門から邸内）の部熊本城・旧細川刑部邸共通入園券（高校生以上）1 枚につきの

項から熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券（高校生以上）1枚につきの項までを削り、同表備考第2項を削り、同表備考第1項を同表備考とする。

（提出理由）

熊本城公園の使用料の改定等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。